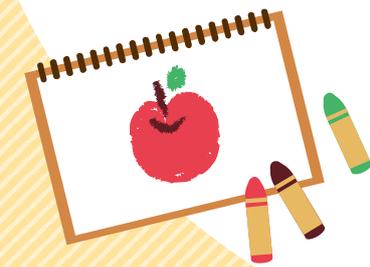


令和6年度

区立幼稚園 子育てサポート保育 のご案内



港区では、通常の保育時間以降もお子さまをお預かりする
「子育てサポート保育」を実施しています。

子育てサポート保育は、様々な地域の実態や
保護者の事情に応じて行う教育活動です。
お子さまの健康な心と体を育てる観点からご家庭との連携も大切にし、
保護者の状況に合わせて適切な支援を行います。

問合せ先

港区 教育委員会事務局 学校教育部 学務課学事係

電話

03-3578-2779

区ホームページ



子育てサポート保育実施園

全園で子育てサポート保育を実施しています



利用日時

月曜日から金曜日の通常保育終了時から午後5時まで

- ※ 春季休業中、幼稚園の休園日、研修日等を除きます
(夏、冬季休業中は一部の園で一時預かり保育を実施します)
- ※ 上記以外にも園の運営状況により子育てサポート保育を休止する場合があります

対象幼児

実施園に在籍していて、保護者から希望のあった園児

利用方法は、保育の必要性のあるお子さまが利用できる**年間利用**と理由を問わず利用できる**一時利用**があります。

※ 新入園児の利用開始は、原則、慣らし保育の終了後からになります。早期の利用開始を希望する場合は、個別に幼稚園とご相談ください

利用定員

20名(1日単位)

1. 年間利用 15名(上限)
2. 一時利用 5名
(年間利用者の利用人数により変動します。)

※ 白金台幼稚園のみ年間・一時利用合わせて30名定員となります。

利用申込み方法

各幼稚園で申込み方法が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください。

※ 申込日・時間については、各園にお問い合わせください。 ※ 利用定員を超えた場合には、抽選となることがあります。

年間利用について

年間利用は、次のページの申請理由に該当する方が利用できます。承認後、申請理由及び承認期間に該当しなくなった場合は、年度途中でも利用が終了となります。必要な場合は、再度申請をしてください。 ※ 申請は年度単位になります。

年間利用の申込み書類

1. 子育てサポート保育利用申請書<区指定様式>
2. 子育てサポート保育年間利用申請補助資料<区指定様式>
3. 状況を証明する書類(次のページを参照してください。)



- ✓ 区指定様式は園に備え付けてあります。区HPからダウンロードもできます。
- ✓ 申込書類は、利用希望月から3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ✓ 不足書類がある場合、承認できないことがありますのでご注意ください。
- ✓ 申請理由に該当するか判断がつかない場合は、学務課までお問い合わせください。
- ✓ 承認後、申請内容に変更が生じた場合は学務課までご連絡ください。



申請理由 父母等の状況

状況を証明する書類

※父母及び18～64歳の同居者それぞれについて必要です。

就労 月48時間以上の就労を常態としている場合	外勤	勤務(内定)証明書<区指定様式>
	自営業/会社代表/経営者等 内職	① 就労状況申告書<区指定様式> ② 週間スケジュール<区指定様式> ③ 仕事の実態が分かるもの 例:登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等
出産 妊娠中または出産後間もない場合		母子手帳の出産(予定)日のわかるページのコピー
承認期間 出産予定月の2か月前から、 出産日から57日目の属する月末まで		
疾病・負傷		診断書のコピー
承認期間 必要がなくなるまで		
障害 心身に障害がある場合		障害者手帳のコピー
承認期間 必要がなくなるまで		
介護・看護 疾病または心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合		① 被介護者・看護者の診断書、介護保険証または障害者手帳のコピー ② 週間スケジュール<区指定様式> ③ 介護、看護の実態が分かるもの
承認期間 必要がなくなるまで		
求職 求職活動をしている場合	承認期間 3か月間	求職カード(ハローワーク発行)のコピー
就学 週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合		① 就学証明書<区指定様式> ② 時間割、カリキュラム等
承認期間 学校の卒業(修了)まで		

年間利用の申込書類締切日、提出先



締切日:令和6年**3月8日(金)**



提出先:各在籍幼稚園

※年度途中でも随時受付をします

年間利用の承認

上記の締切日までに申請いただいた方に、3月下旬以降、学務課から郵送にて通知します。なお、年間利用承認後に、事情なく、月の利用日数が各園の実施日数の2/3以下の状態が3か月以上続いた場合(8月は除く)は、年間利用を取り消します。

新入園のみなさま

利用開始は、原則、慣らし保育終了後からになります。
年度当初からの年間利用の申込みは可能ですが、
利用実績の有無にかかわらず月額料金が発生します。



子育てサポート保育料

1 年間利用

階層区分ごとに月額で保育料がかかります。利用申込み後、学務課より送付される令和6年度保育料決定通知書をご確認ください。原則、毎月月末に口座振替にてお支払いとなります。

※ 8月はサポート保育がありませんが、年額保育料を月割で徴収するため、8月分も料金が発生します

令和6年度階層区分表(予定)

単位:円

各月初日における在籍幼児の属する世帯の階層区分		子育てサポート保育料			
		年間利用(月額)		一時利用(日額)	
階層区分	定義	第1子の幼児	第2子以降の幼児		
A	生活保護世帯	0	0	0	
B	区市町村民税非課税世帯及び 区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯 (所得割非課税世帯)	0	0	0	
C	1	区市町村民税のうち所得割課税額が 5,000円以下である世帯	年額24,760 3月分のみ1,660	2,100 0	800
	2	区市町村民税のうち所得割課税額が 5,000円を超え10,000円以下である世帯	年額37,150 3月分のみ3,050	3,100 0	800
	3	区市町村民税のうち所得割課税額が 10,000円を超え77,100円以下である世帯	年額74,300 3月分のみ6,100	6,200 0	800
	4	区市町村民税のうち所得割課税額が 77,100円を超え211,200円以下である世帯	年額85,400 3月分のみ7,300	7,100 0	800
	5	区市町村民税のうち所得割課税額が 211,200円を超える世帯	年額96,500 3月分のみ8,500	8,000 0	800

※ 兄や姉の年齢にかかわらず、第2子以降の子育てサポート保育年間利用の保育料は無料となります

※ ひとり親世帯等の場合(区市町村民税所得割課税額が77,100円以下の世帯が対象)は、サポート保育料負担軽減がありますので、学務課までお問い合わせください

2 一時利用

日額800円で、利用券を事前に購入していただきます。購入方法は以下の2通りです。

※ 各幼稚園で販売日等が異なります。詳しくは、各園の子育てサポート保育のしおりをご確認ください

金融機関への振り込み

幼稚園で納付書を受け取り、金融機関で料金を支払います。その後、支払いの領収書をもって幼稚園で利用券と交換します。利用券は4回分セット(3,200円)での販売となります。

キャッシュレス決済

幼稚園でキャッシュレス決済(Pay Pay)を利用して、1枚800円ずつ購入いただけます。

長期休業期間の一時預かり事業について

令和5年度より一部の園で長期休業期間(夏季及び冬季)における一時預かり事業を試行的に実施しています。

令和6年度の実施については、詳細が決まり次第、区ホームページに掲載します。

子育てサポート保育の利用に対する給付金について

共働き世帯の子ども等、保育の必要性がある子どもが区立幼稚園の子育てサポート保育を利用する場合、1日当たり450円(月額11,300円まで)の給付金が支給されます。

詳細は、幼稚園から配布される幼児教育・保育の無償化のご案内をご確認ください。